

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件
平成28年(ワ)第825号 損害賠償請求事件
原告 原告番号1 外53名
被告 国 外1名

準備書面37

(損害論に関する補充)

2019年(令和元年)6月5日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 吉村 敏幸

同 弁護士 宮下 和彦

同 弁護士 近藤 恭典

原告らの損害論、請求について補充する。

原告らは、訴状において、各原告の損害額は少なくとも1000万円を下らない旨主張した。その趣旨は各原告らには甚大な被害が発生し、俄かに金額に換算できないとの趣旨であった。

そして、原告らは各原告の損害をより具体的に精査したうえで、少なくとも「損害一覧表」に示す損害が各原告に発生していることを主張している。

その上で、原告らは、損害一覧表に示した各原告の損害合計額のうち、その一部である500万円及びこれに対する弁護士費用として50万円、合計550万円を請求するものである。

以上